

(2) 労働者側ニ於テハ第ニ鉄工組合ニ指示下ニ上項目ニ涉ル藏願書ヲ提出ス

(3) 會社側ニ於テハ相當態度取極メテ以テ今後紛糾ハ更レ難キモノト認ム

標記會社ニ於テハ職工解雇ニ端ヲ發シ労働争議ノ發生
ヲ見タルカ其ノ状況左記ノ通りニ有之

記

一 争議發生ノ場改

府下尾久町大字上尾久七六三

一 事業主側

名 稱 大東工業株式會社

代表者 社長 佐和 守桂

資本金 壹百五十万圓

事業 金屬産業(鋼鉄家具自動車等ノ製作)

企業系統 + ン

使用労働者 二四三名 男 = 三 五八名 女

三 労働者側

争議参加労働者 一〇四名

應援組合 日本労働總同盟東京鉄工組合

四 争議發生ノ時

昭和四年三月二十五日

五 争議發生ノ原因

本月十八日會社ニ於テハ從來會社内従業員ヲ以テ
組織セラ居リシ一心會(共濟的性質ヲ有スルモノ)
ノ形態ヲ抗爭的労働組合ニトサント策動シ居リ且
勤務怠慢ニシテ常ニ上役ニ對シテ反抗的行動ニ出